

# 陳　述　書

原告 中島貴子

## 目次

- 1、略歴
- 2、主な論文
- 3、原告となった理由
- 4、裁判官に期待すること

### 1、略歴

1985年3月 名古屋大学 農学部農学科卒業（植物病理学専攻）  
1987年3月名古屋大学大学院 農学系研究科 修士課程修了(植物病理学専攻)  
1993年3月 東京大学大学院 理学系研究科 博士課程単位満了退学（科学史・  
科学基礎論専攻）  
1993年4月～1996年3月 神戸大学大学院 自然科学研究科 助手（食糧環  
境経済学）  
1994年11月～1995年10月 英国サセックス大学科学政策研究所 客員研究  
員（文部省長期在外研究員）  
1998年5月～2002年3月 東京大学大学院 工学系研究科 助手（先端学際  
工学）  
2001年4月～現在 国際基督教大学 非常勤講師（科学技術社会論）  
2002年7月～2006年3月（独）科学技術振興機構社会技術研究開発センタ  
ー 非常勤研究員  
2006年10月～2008年3月 東京大学大学院法学政治学研究科 21世紀COE  
プログラム特任研究員  
2009年4月～現在 政策研究大学院大学 博士課程（公共政策）

### 2、主な論文

「リスク社会における不安訴訟の役割と課題－残留農薬訴訟とGMイネ訴訟  
を例に」、高橋進・大串和雄・城山英明編『政治空間の変容と政策革新 第6  
巻 科学技術のポリティクス』、東京大学出版会、pp.129-152, 2008.  
「事故調査と被害者救済」『ジュリスト』、No.1307、pp.38-45、2006.3.1.  
「森永ヒ素ミルク中毒事件 50年目の課題」『社会技術研究論文集』、Vol.3,

pp.99-101, 2005.

「食品安全をめぐるディスコミュニケーションー食品安全委員会への提言」

『社会技術研究論文集』, Vol.2, pp.321-330, 2004.

「カネミ油症事件の社会技術的再検討—事故調査の問題点を中心に」『社会技術研究論集』, Vol.1, pp.25-37, 2003.

### 3、原告となった理由

2005年9月ごろのことだ。国家プロジェクトとして推進されているGM(遺伝子組換え)イネの野外実験に対して、その差止めを求める仮処分裁判が進行中と知った。そのとき、私は、これぞ歴史的な裁判であると直感し、一抹の感慨を覚えた。この案件には、今のところ、誰の目にも明らかな健康被害や環境破壊は存在しない。にもかかわらず、裁判が肃々と進行している。このことは、ほんの少し歴史をさかのぼれば、想像もできないような進歩に思えたからだ。

たとえば、100名を超える死者と1万人を超える中毒患者が発生した森永ヒ素ミルク中毒事件(1955年発覚)。これは、世界的にも稀有な大型食中毒事件だが、驚くべきことに、事件直後、被害児の親たちが森永乳業株式会社を相手どった民事訴訟は陽の目をみなかつた。刑事訴訟(原審)が森永の全面無罪を判じたため、民訴の原告は勝ち目なしと判断し、泣く泣く訴を取り下げてしまったからである。森永事件のように、誰の目にも明らかな被害がある事案でさえ、その損害賠償を求める訴訟が成立しなかつた時代があつたことを思えば、今、GMイネが生態系に与えうる将来的な悪影響の可能性をめぐって訴訟が成立していること自体、すばらしいことであり、大変、有難いことに思えた。これを可能ならしめた地道な消費者運動の歴史を思うとき、その感は一層強まった。

しかし、仮処分裁判の内容と顛末を知ったとき、悠長にそんな感傷にふけっている場合ではないと悟った。事は緊急かつ重大なのだ。仮処分裁判の貴重な成果のひとつは、安全性について十分な審査を経たはずのGMイネが、実は、あきれるほどお粗末な審査しか経ていない実態を浮き彫りにしたことだ。交雑防止距離の算定根拠がわずか2株のイネによる実験データだったというのは失笑ものだが、何よりも唖然としたのは、耐性菌問題だ。抗菌タンパク質遺伝子の導入という本件GMイネにおいて、当然、検討されるべき耐性菌出現の

するこれほど精緻な科学論争はこの法廷以外、どこにも存在しないのではない  
かとさえ思われる。ここで展開されているような科学論争は、国が本件 GM  
イネ野外実験を承認する段階で行われるべきではなかったかとも思う。科学的  
なリスク評価のレベルで大きな見解の相違がある事案が、本来、紛争処理手段  
の場である司法に持ち込まれやすいのは、日本の現状では宿命的なことだが(そ  
して、諸外国ではこのような困難な事態を回避するための知恵が絞られている  
のだが)、今、ここでそれ嘆いてみたところで仕方がない。裁判官には、科学  
論争の争点を客観的に判断した上で、社会正義の観点から公正な判断を下すと  
いう、まことに困難かつ崇高な職務を全うしていただきほかない。

そこで、今一度、耳を傾けていただきたいのは、細菌学者の木暮一啓氏（東  
京大学海洋研究所教授）の指摘だ。木暮教授は、抗菌タンパク質研究の最前線  
は、耐性菌の出現を前提とした上で、耐性菌のもつ潜在的驚異の科学的解明に  
しのぎを削っており、そのような状況下であえて我が国の公的研究機関が率先  
して抗菌タンパク質の遺伝子を組み込んだイネの野外実験を行うことは、この  
分野における世界的な潮流に逆行しているばかりか、無謀な試みに挑戦するこ  
とであると指摘する。したがって、もしもこの野外実験を通じてディフェンシ  
ン耐性菌が出現した場合には、それを進めた我が国の公的研究機関のあり方、  
それに歯止めをかけられなかつた我が国の学界のあり方に対し、世界から厳し  
い批判がよせられることが予想されると指摘するのだ（甲第 71 号証 2006 年  
7 月 10 日、木暮一啓陳述書（2）9 頁）。これは、私の危惧感を最も的確に代  
弁する指摘である。

そして、この裁判のゆくえを固唾をのんで見守っているのは、我々原告（被  
告）だけではないことも思い出させていただきたい。我々原告は、未来世代を代  
弁しているのである。この裁判が日本における GM 訴訟の嚆矢として、国内  
外の各方面からの注目を集めることは想像に難くない。裁判所の良識と英断あ  
ふれる判決を切に希望いたします。

以 上

2006 年 6 月 15 日

中島 貴子



新潟地方裁判所高田支部 殿